

令和7年11月21日
水道局

設計等委託に係る積算内訳書の提出義務の見直しについて

東京都水道局（以下「当局」という。）においてこれまで実施してきた建築設計、土木設計、設備設計、測量及び地質調査の委託（以下、「設計等委託」という。）の積算内訳書の提出義務について、契約事務の効率化のため、以下のとおり見直すこととしましたので、お知らせします。

1 見直し内容

積算内訳書の提出方法を、入札書に添付する方法から電子調達システム上で金額を入力する方法に見直します。

2 提出方法

（1）入札書の提出の際に、東京都電子調達システムの「入札書」に、入札価格に係る内訳金額を入力してください。

（積算内訳書の入力項目）

（ア） 業種を「建築設計」とするもの（設備設計のうち分野を建築電気設備、建築通信設備及び建築機械設備として発注するものを含む）
直接人件費、特別経費、技術料等経費、諸経費

（イ） 業種を「土木設計」とするもの（設備設計のうち分野を土木電気設備、土木通信設備及び土木機械設備として発注するものを含む）
直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等

（ウ） 業種を「測量」とするもの
直接測量費、測量調査費、諸経費

（エ） 業種を「地質調査」とするもの
直接調査費、間接調査費、解析等調査業務費、諸経費

3 注意事項

- (1) 入札金額と内訳書の合計金額に相違がある場合、入札書の提出ができません。
- (2) 書面による入札手続を行い、落札予定者となった方について、入札書に積算内訳書の添付が無く、かつ当局が別途指示する日時までに積算内訳書の提出が無かった場合及び積算内訳書に記載された金額と入札価格が異なる場合等は、その方のした入札は無効とします。

4 適用開始日

令和7年12月1日以後に公告等を行う案件から適用を開始します。

【問合せ先】

水道局経理部契約課契約調整担当
直通 (03) 5320-6402